

以上わたしは助教授の疑問に答えてわたし自身の見解を明かにしようとした。わたしは助教授が拙著「ベルグソン」を紹介批評されることによつて、その不備にして誤解のおそれある點を明かにされ、あわせてわたしに對してこうした辯明の機縁を與えられたことに深い謝意を表したい。哲學はもはや私的な個人的な仕事でなく、どこまでも公共的・社會的な協同作業でなければならず、そのかぎりわたしは、拙著の紹介を機縁として、助教授とともにこうしてベルグソンを問題として討議する機會をもちえたことを何にもまして大きい喜びとするとともに、さらに助教授が今後ともつねに眞摯な討論の機會を捉えられ、協同的な學問の仕事にますます精進されんことを心から希望したい。(一九四九・一一・一五)

資本制崩壊過程に於ける 金融資本の法的性格(二)

——ロシヤ《亡命會社》の法人性——

岡本善八

はしがき

- 一 ロシヤ《亡命會社》發生の社會的基礎
- (一) 問題の基點

資料

- (二) 外國資本浸透の契機
- (三) フランス金融資本の様相
- (四) ドイツ・イギリス金融資本の様相
(以上前號所收)

- 二 ロシヤ《亡命會社》の法人性
- (五) 國有化法の概観
- (六) 《亡命會社》の發生
- (七) 法人性考察の基點
- (八) フランスに於ける準據法
- (九) 各國に於ける準據法
(以上本稿所收)

五

右に述べた如き所謂「最も残忍な最も野蠻的な形態を採つた、資本主義的・植民地的・軍事的といつたあらゆる種類の壓迫の根源であり」、『全ての帝國主義的矛盾の結節であつた』帝政ロシヤわ一九一七年十一月七日の十月革命によつて、この中世的國家の持つ二つの支柱^{註25}——專制君主制度と農奴制度——の崩壊を決定付けた。

このソヴェトロシヤが解決すべき當面の問題わ、第一に對外講和の問題であり、第二に社會主義經濟の建設であつた。前者に就てわ、一九一七年十二月五日のプレスト・リトウスク Brest-Litovsk 休戰條約に基づく一九一八年三月三日の講和締結により一應の解決を見たのであるが、より重大なる

(二八九)

八一

1920	1918								
	小企業國 有化	1920. 2. 29			1920. 11. 29	1920. 11. 29	1920. 11. 29	1920. 11. 29	1920. 11
外國貿易 國營		1918. 4. 24	4. 22	4. 2		1918. 4. 22			
穀物國營		〃	5. 14	5. 14		〃			
農會委員 會		〃	6. 11	6. 11		〃			
砂糖國營		〃	5. 16	5		〃	1918. 5		
木材國營		〃	6. 9	6. 20		〃	6. 20		
石油國營		〃	6. 20	6. 28		〃	6. 28		
大工業國 有化	1918. 6. 15	〃	6. 30	6. 28	〃	6. 28	〃	6. 28	1918. 6. 28
樟腦國營		〃	7. 5			〃	6. 18	〃	
配給國營	〃	11. 21				〃	11. 21	〃	
保險會社 國有化	〃	12. 1				〃	11. 28	〃	

註26 西澤富夫氏「國有化問題の研究」(昭和廿三年)

P. 134 以下。

P. 96. à 127. (Henryl Perret, *La Liquidation des "Sociétés Russes"* p. 2)

註27 以上の表わほほ國有化の推移を追ったものであるが、日附に關してわ若干の書物に就て見ても相異點が

(g) A. Krimmer, *Sociétés de Capital en Russie Impériale*, 1934, p. 219

多く、筆者の僅少なる資料を以てしてわ確定的な結論を出すことが出來ず、異同を列擧するに留めた。なお

(c) Stantalov and Segal, *Soviet Union Year-Book* (1930), p. 542

アルフアット記號の現わす文献わ次の如きである。

(d) 西澤富夫氏 前掲 P. 138 及 P. 270

(g) Labry, *Une législation communiste*, 1920,

(e) 日下藤吾氏「ネップの研究」(昭和廿三年) P. 3

(Maurice Dobb, Russian Economic Development since Revolution)

(f) 伊部政一氏前掲 p. 177

(g) 「ソヴェト研究」(ソヴェト研究者協會編・第一集) p. 93

(h) 小泉信三博士「マルクス死後五十年」(昭和廿一年) p. 362 (Procovich, The Economic Condition of Soviet Russia, 1924, p. 13)

このような企業國有化の過程を次の如く區分することが、理解に便であろう。

第一段階Ⅰ 一九一七年十一月七日ケレンスキー Kerevsky 政權顛覆後、最初に採られた企業政策を所謂『労働者管理』^{註28}により特徴付けられる。之を企業の國營化に向う過渡段階と考えられるものであつて、資本主義的企业に對して労働者團體の發言・監督の強化することによる制肘にその本質が存する。

第二段階Ⅱ 之を重要企業が漸次國有化された過程であるが、^{註29}それと共に一九一七年十二月十八日附にて一般企業も一定の條件に於て國有化しつゝあつた過程である。

第三過程Ⅲ 『一般國有化布告』^{註30}の成立以後であり、之によつて資本金百萬ルーブル以上の企業を全部國有に移さるべきこと、經營者及幹部を現職に留まるべきことも指令せられた。更に一九二〇年に労働者五人以上を使用して機械馬力

をもつすべての工場及労働者十人以上を使用する工場を全部國有に移された。

註28 その内容が次の通りである。

(i) 工場主が、販賣・購入・生産計畫の決定・賣價の決定について工場委員會の意見をきかない場合、工場委員會が上級の經濟機關に提訴することが出来る。

(ii) 工場委員會が、工場の帳簿會計を檢査し、工場主の説明を求めることが出来る。

(iii) 工場委員會が、日常の工場經營に對して干渉することが出来ない。

(iv) 上級機關の許可なしに、工場を占領してわならぬ。(日下氏前掲 p. 5 参照)

註29 この過程中、特に本稿のテーマに關連あるものとして、一九一七年十二月十四日の『銀行國有化布告』に注目せねばならぬ。「ソヴェト政權の經濟政策に奉仕する單一ロシア人民銀行創設の目的をもつて次の決定をする」

(i) 銀行取引を國家の獨占である。

(ii) すべての株式會社組織の銀行及存在する銀行を國營銀行へ併合する。

(iii) 清算銀行の積極・消極財産を國營銀行により回收される。

(iv) 略

(v) 略

(vi) 小額預金者の利益を完全に保障する。(Henri Perret, *Idem*. p. 2 西澤氏前掲 p. 147 伊部氏前掲 p. 183 参照。但し公布日附の異なる點を前掲) 更に之に關連して一九一八年一月廿六日の布告

(i) 銀行株式を完全沒收され、國營銀行に引渡される。

(ii) すべての銀行株式が無効であり、配當が一樣に差押えられる。

(iii) すべての株式が、國營銀行の地方支店に於て呈示されねばならない。

(iv) 銀行株のすべての取引及讓渡を絶対に禁止せられる。

禁止せる行爲及取引の當事者三年の懲役に處せられる。(Idem. p. 2 西澤氏によれば) (i) 1918. 1.23 (ii) 1917. 12.26 (iii) 1918. 4.18 その他政府内外債の破棄 1918. 1.21 とせられる。前掲 p. 149)

註30 主なる部門は、鑛業・冶金・紡績・電機・木材工業・煙草・硝子・窯業・皮革・セメント・製粉等である。

六

右に述べた如き一連の國有化法に對し、諸企業特に金融資本が如何なる態度を示したかに就ては、次の如くいえる。

當時の金融經濟の特殊性に對應して、多くの諸銀行會社が、

その有する外國資産及外國支店を手懸りとして、革命當初に於て逸早く國外逃避の傾向を示したのであつて、具體的に會社理事者が會社書類その他を携えて亡命するという形態をつたのである。それらの理事者或は株主の意圖を、要するにソヴェト代表者により差押を受けていない在外銀行預金及債權を救済することにより再建を計る點にあつた。その活動場所、既に述べたロシア金融經濟との特殊性及その地理的限定よりして、フランスに多く見出されたのである。このような會社をごく廣い意義に於て《亡命會社》sociétés réfugiées と名付けるのである。

之の如く三種に類別される。

(1) 第一のものゝ外國支店を有するものである。之の理事者の移動により、支店が本店と同じ性格を帯びるものであつて、その活動の主として母會社の殘骸の整備にあつた。

(2) 第二のものゝ前者と異り、外國支店を持たないものである。尤も亡命した理事者達會社書類を保持している以上、外國銀行の金庫にその會社財産の一部を保管せしめると同様の状態にあつた。それら一方に債權を回收し、他方に於て債務支拂の爲の資金不足とたゞかいつゝ、當然會社としての權利能力があるかの如く活動し、それによつて將來の飛躍の爲の費用を調達することに努めたのである。多くの場合、その經理状態が堅實でなく、中に取締役會が取締役の私宅に於て秘密裡に開かれるというような例が見出されるのであ

るが、他面その困難な環境に於て再建を企てる例もないで^{註31}ない。

(3) 第三にフランス會社として再組織したロシア會社が考えられる。之わフランスによるソヴェト政權承認(1924. 10. 28)以前でなくて殆んど不可能であつた。即ち之わ承認の効果を恐れて、自らをフランス國籍により保護しようとしたものである。^{註32}このような混亂した状態に置かれたロシア會社が、フランス會社として再構成する事わ、賢明の策と考えられるのであるが、その際現在確認する事が出来ない株主の利益を將來の爲に如何に保護すべきであるかという一の難點が考慮されなければならないのである。^{註33}

註31 かゝる會社の典型的な例として Woronin Cheshire v. Frederick Hute & Co. 判例 (King Bench, Clu-net, 1928, 756) が擧げられる。

訴を提起する爲にわ會社わイギリスに居住し取締役會を構成する四人の取締役の決議を必要とした。一九二七年三月一日にイギリスに開催する株主總會を召集すべき公告が「タイムズ紙」に掲載せられた。而してその場合ロシア在住の株主に對しても、ソヴェト官報に公告することによつて、召集せんとする顧慮を拂つたのであるがこれわ實現しなかつた。最後に在ロシア株主を除く各株主にわ通信によつて通知が發せられたのである。その集めた得た株主わ總株六、〇〇〇株

に對して四、五〇〇〇株であつたが、之わ以前ロシア本國に於て通常の營業状態に在つた時に對してより多數であつたのである。此の總會わ三年の新任期中舊取締役えの委任を更新し、被告に對する訴の提起に對する彼らの決定を承認したのである。かゝる條件に於てもイギリス裁判所わ、この會社の訴訟能力を認めているのである。

註32 このような例としてわ一九二四年十二月二十四日セーム民事裁判所の緊急審理事件 *ordonnance de référé* に於ける△ロシア貿易銀行▽のフランス株式會社としての△外國貿易ゼネラル銀行▽ *Banque générale pour le commerce extérieur* えの變形。(Clunet, 1925, p. 419) 或わ△ペトログラード・インターナショナル貿易銀行▽のフランス株式會社としての△パリ・インターナショナル貿易銀行▽ *Banque internationale de commerce de Paris* えの再構成が擧げられる。

註33 このような方策に就て△ロシア保險會社▽の例が擧げられる。

一九一八年に取締役わ第一の對策としてヨーロッパに存する會社の總財産をコペンハーゲン再保險會社に引渡し、又一九一九年にわアメリカに存する財産に就てわアメリカのロシア保險會社に引渡した後、資産讓

渡の對價として母會社が二つの新會社の殆んどすべての株式を受取ることをしたのである。

更に一九二一年四月にわ第二の對策として再びその資金をフランスに引戻す爲に、實體わロシア會社である《Caross》をフランス株式會社としてパリに設立した。その構成株數二一、〇〇〇株中ロシア會社の取締役が Russia Insurance Co. of America に於てロシア會社が保有した前述の株式の四分の三を出資する事により、獲得した株によつて二〇、〇〇〇株が占められるという内狀であつた。此の會社わ一九三一年七月一日迄十年間存続した。

一九二一年二月廿四日にロシア《La Russia》會社の取締役會と《Caross》會社の設立者との間に締結せられた會社設立契約にわ、一九一七年の最終の株主總會に於て確認されていたように出資の報償として新會社の株式をロシア會社の取締役會に引渡すべきことを定めてゐる。之らの取締役わいわば、株主を保護すべき規約によつて置かれた管財人の機能を果してゐる譯である。此らの株式わ、會社がロシア會社に負うてゐる限度に於て上述の人々に引渡され、而して保有する株式數に應じて株主間に於て分配されねばならないものであり、且此の分配わ、その時合法的に招集された株主總會がロシア會社の金庫の中に分配されないので株式を

保管することを決定するのでなければ、ロシア會社が政治狀勢により中斷されている會社の活動を復活し得る可能性を有つに至つた時にわ行われねばならない。それらの株式わ、Caross 會社設立後十年經過し、ロシアの狀態の爲に前述の如き條件に於て株主が自由に且合法的條件に於て意見を述べ、前述の株式に關する決議をなし得るような合法的なロシア會社の株主總會を召集し得る可能性なき場合にわ、いかなる場合といえども、分配されねばならないものであつた。

一九二一年二月廿四日の契約によつて召集さるべき總會わ、舊株式を新たに設立せられたフランス會社の新株式と交換する爲に出来る丈多く召集せられた。この株主の再編成ともいふべき總會を代表する株主總會本の四分の三強であつて、つまりそれわその後に見出されるソヴェト在住の株主權等の保護を考慮して、それらの株主に對しても同様の交換が許されることに備えたものである。

右に述べた如く之らの亡命會社わ何れの類型に屬するを問わす、その會社資産が各國に分散した結果として、先づ當面した問題わその運営及財産回収に多大の困難を感じたという點に存する。

而して在外資産の保護についてわ、外國支店を持つていない場合にわ、通常六年を期限として理事者に委任したのであ

る。然しながら時の経過と共に完全なる經營機構の缺如・理事者の無能・債權債務の立證困難により、ともすれば所期の目的のとわ異つた性格を帯びるに至つたのである。^{註34}之らの法的性格を如何に考察するか甚だ困難な論點を多分に含んでいるのであるが、多くの場合判例わロシヤ會社の爲の管理理事者及臨時理事者に對し、清算を命ずることに歸着しているように考えられる。

註34 例えば、パリ控訴院一九三〇年十月卅日判決に現われる所では、ハ露亞銀行に於て取締役が二派に分れて相剋する如き例が擧げられる。

七

ロシヤ會社の法人性の問題わ、多くの法律事件がそうである如く、單に理論的興味に基くものでわなく、ロシヤ會社の財産が如何なる性質を帯びるかという實際問題に端を發するものである。然しながら法理論的にも、それが必ずしも從來の一般原則の適用によつて解決出來ない點と汎く各國の判例に現われている點より注目すべきものがあるように思われる。^{註35}その第一の點わ國有化布告の國際的效果如何の問題である。

先づ國有化布告の國內的效力についてわ、若干の判例の反對があるが、^{註36}ロシヤ會社の解散わ國家獨占の必然の結果であるというのが通説である。即ち會社の存在わ要するに國家主

權に從屬するものであり、主權者の交替がある限り、ロシヤ會社わロシヤ法による合法的存在を主張するを得ないものである。

この場合布告の持つ沒收と法人性の喪失という二つの概念わ、嚴密に分けて考察すべきか否かの問題が生ずるが、此の點に就てわ通説わ肯定に傾いている。

此の區別わ特に外國裁判管轄に於けるソヴェト法適用の點で重要である。というのわ多くの外國判例わ沒收を公序違反を理由として排斥している場合が多く、在外資産わ依然ロシヤ亡命會社に屬すると判示しているからである。

註35 Perret, *Idem*, p. 8 以下

註36 例えば、ベルリン控訴院一九二五年三月卅一日判例、

同じく一九二八年十月廿五日判例。イギリス上院一九

二四年七月廿四日判例。

註37 この區別を嚴密に行つてゐるものわ、一九二八年六月

月十三日パリ裁判所判例、同年一月二日ボルドー裁判所判例。

八

既に述べた如く國有化布告にも拘らず、ロシヤ諸會社わ現實に在外資産の保有者であつたのであるが、國有化法わそれらに對して何らかの法的効果を持つのであるか、或わ國際公序を理由としてソヴェト法の適用わ妨げられるものであるの

か、此の意味に於て會社消滅の意義が外國判例にどのように現われているかを考察しよう。

フランスに於てわ、その態度わ一九三三年七月四日のフランス大審院審理部《La Chambre des requêtes》判決以後明白に示されているのであつて、その趣旨わソヴェト布告による會社消滅自體わ公序に反するものでわなく、フランスに於ても適用せられるものであるが、然し財産の沒收と國家獨占の爲の會社の禁止とわ、別個の事と考えられねばならないという點に在る。即ち《ロシア法がフランスの公序に反する場合、その適用を見ないことわ疑いのない點であるが、この沒收わフランスの原則に反する。而もロシア銀行わ存在しなくなつたのであり、それと關聯ある財産沒收とわ別個に、その存續禁止自體わフランス法と矛盾するものでわない》^{註38}のである。又ドイツに於ても《外國法の適用によつて法的効果を生ずることわ論議の餘地わないが、然し政府により認められた外國法人に突然生じた變化を考慮する場合問題わ異なる》^{註39}と述べられている。之が各國判例に於て見出される一般の態度である。

フランスに於てわ判例上久しきに互つて、外國會社の佛國に於ける存在わ當然に認められ、何らの認許をも要するものでないとせられていたのであるが、ベルギー破毀院によつてフランス株式會社のベルギーに於ける法人性が否認せられるに至つて、フランスに於ても一八五七年五月卅日法により、

外國株式會社のフランスに於ける法人格の認許わ、法律又わ條約に依る認許を除いてわ、認許の一般命令を必要とするに至つたのである。^{註40}従つておよそ外國會社が法人性を持つにわ次のような條件を必要とするのである。

- (i) 一八五七年五月卅日法に牴觸しないこと。
- (ii) 設立わフランス法に準據すること。即ちその會社の設立爲・經營・解散が此法に合致しなければならぬこと。

然るに今ロシア會社に就て見るならば、それわロシア國籍^{註41}を有していたものが、ソヴェト國籍へと轉化したものと考へることが出來よう。というわフランスに於てわ、一八五七年三月卅日法の趣旨よりして、フランスの國籍がなければ、他の國籍を持たねばならないからである。而してフランス法わ外國法人の認許に先立つて、先づ外國會社がその準據せる法律により合法的に設立しているか否かの問題を審査する事を要求しているのであるが、此の點に就てわ亡命會社わソヴェト法による合法的存在であると言ひ得ないのであり、フランスに於ける法人性わ此の點に於て既に否認せられざるを得ないのである。^{註42}

註38 一九二八年一月二日ボルドー裁判所判例、一九二八年六月十三日パリ裁判所判例。

註39 一九三〇年三月廿日ドイツ大審院判例。

註40 DALLOZ, CODE DE COMMERCE (1931), p.

39. なお川上太郎教授・佛蘭西國際私法(2)―外國法典

叢書—p. 86. 參照。

註41 國籍というの法理上不明瞭であるが、一應國籍といつて置く。

註42 Perret, *Idem.* p. 20 以下參照。

九

外國會社に關する同様の原則わ他の外國法に於ても見出される。

イギリス法理に於て『會社の存續及法人性わ、國家の明示的、推定的或わ默示的な認可なくして存し得ない。一の會社が法人であるか否かわそれが設立せられた國の法により決定せられる。若し一の會社が設立せられた國の法により解散するか消滅するならば、英國法廷わその存續を認めることわなく、それわイギリスに於て合法的に存續し得ず、存續しないのである』と示されている。^{註48}

註43 Holdsworth, *Histoire de la loi anglaise*, 1926, p. 40.

アメリカ法に於ける解決わ原則として之に反するが外國會社の存續の審理わ専ら設立國の法に依據するといふ原則が次の如く示されていることがある。「若し一の會社が設立國の法により解消するならば、他の國わそれが法人性を喪失したものと認むべきである。而して法人性が設立國により停止された場合わ此の停止わ他國に於ても認められる。」^{註44}

註44 Conflict of laws restatement. American law In-

stitute, No. 1, § 167.

之わ亦ドイツ及スイス判例に就ても採用せられた。従つてロシア會社わそれらの國々にとつてわ外國司法管轄に於いて解散したものととして考えらるべきであつた。以上に於て我々が通觀した外國會社の解消に對する各國判例の態度にも拘らず、例外的にロシア會社の、特殊性を顧慮することによりかゝる見解に組しないものも無いでわない。此の點に就て更に考察を進めるに當つてわロシア會社解消に對してソヴェト布告の効果を認めた國家と然らざる國家とに分つ事が、その事の進行を便ならしめるであらう。

第一 會社解消に關するソヴェト布告の法的効果を認容せる國家。△イギリス▽に於てわこの點に關してわ明白に態度を決定しているのであつて、ロシア會社わ消滅したものであるといふのがその結論である。然しその推移過程わ甚だ興味をそそるものがある。即ち

(i) 當初に於てわ、英國判例わ若し法人性が法人格を與えられた國に於て消滅した場合にわ他のすべての國に於ても消滅した如く思われる。^{註45} 従つてそれわ訴訟當事者能力もなく訴訟費用を負擔することも無いといふ趣旨を示す。

(ii) 然しながらその後貴族院 House of Lords わソヴェト布告に關してその布告わ會社を消滅するものでなく財産沒收にその趣旨を見出し得る。従つてそれによれば會社わ外國に於て存續し得るのである。との解釋によつて右に述べた法

的見解に反對した。之を稍、無理な理由であるが、この判決わ布告が公序の理由によつて超國家的効果を持つものでわな
いとする點に根據を求めて、それを消極的に採用したもので
ある。^{註46}

(iii) 然るに一九三二年にわ貴族院わ再びその見解を改め從來
の一九二三・二四年の判決に復歸してゐるのである。即ち「英
國判例わ久しきに涉つて外國法により設立せられた會社わ、
同法による設立及存續ということを理由として法人を持つと
の見解を示して來た。然しその設立が設立された外國の行爲
に依存すると同じく、同じ權力による設立行爲の取消わ英法
の見解に於てもそれわ會社の解消或わ存在を包含すべきであ
る。それを設立した主權の意思亦それを消滅し得る。英法
わ他國法が定めるところに従わねばならない。」^{註47}

△スイス▽に於ても同様の見解が有力である。ソヴェト政
權の承認と同時に聯邦裁判所 *le Tribunal Fédéral* わソヴ
ェト法の實際的效力を認め、國際法の原則がロシア法の適用
を必要とするならば、それわ間接的にスイスにも効果を持つ
こととなつた。有限責任の會社わ立法者がそれに與へた所
のもの以上の存在を持たない。又外國會社わその自國法によ
り付與されている以上の法人性を此の國でわ持たない。法廷
わ既成事實を認めその結果を記する丈である。^{註48}

△ドイツ▽に於てもその解消という點に就てわ可成り決定
的である。△此の布告が公的秩序に反するか否かの問題わ會

社の法人格性が消滅したか否かの問題以上に重要性を持つ。
人わ銀行の國家獨占に關する宣言をドイツ法に反するものと
する事わ出來ない。^{註49}

△フランス▽に於てわ既にふれた如く、ロシア會社の解消
説わ迅速に適用せられたのであつて、一八五七年五月三十日
法の適用によつて外國人の狀態に關する原則を採用してい
る。例えばセーヌ商業裁判所 *le Tribunal de commerce de*
Le Seine わ一九三四年一月十五日の判決に於て次の事を述べ
ている。△*Volga-Kana* 會社わロシアに於ける存在を全く
消失している……ロシア會社であつたものわロシアにその會
社所在地を持つて居りその存在條件わロシア法により規定せ
られて居た。而してフランスに支店を有して居ない場合それ
わ全く存在して居ないと考えらるべきである▽而してその上
訴に就てパリ裁判所わ一九三五年七月十五日判決に於て次の
如く述べて居る。△當座勘定 *compte courant* わすべて一
方の死亡により終了する。その會社の法人格の消失わこのも
の△死を意味するのであるから、法的存在を全く消失したロ
シア會社に對する當座勘定わその布告の瞬間に於て停止され
る。他面當座勘定わその清算の時に存在する人々の合意によ
りそれらの人々の利益になる如く清算される事わない。従つ
て清算の日に於て存在を消失してゐる會社の利益の爲に清算
される當座勘定わ無効であり既に存在しなかつたと看做さる
べきである。^{註50}

第二ニ會社解消に關するソヴェト布告の法的効果を何ら認めざる國家。之が當初ソヴェト政權を承認しなかつた國家が之に屬する。△ルーマニヤ△の大審院 La Cour de Cassation 一九三二年十二月五日の判決に於て△ルーマニヤ法廷わソヴェト法を適用する事わ出來ない。従つて國有化法に従つたロシア會社の消滅を確證する事わ出來ない△

△ベルギー△に於ても同じように、ソヴェト政權の承認前に於てわソヴェト法わ存在しないものと考えられたのでロシア帝國の會社が存續するものとせられた。^{註51}即ちその政權の承認の結果としてロシア帝國法わ相變らず有效であると考えられ、従つて革命わベルギーに於けるロシア會社の權利保持に就て何らの變更を加えず且設立せる法わ會社を消滅せしめる事わないと考えられる。かゝる前提に立つて居たのであるから、承認の結果此の國の法的見解が急轉回した事も亦聯想し得るのである。

△アメリカ△判例も之と類型を同じくするものであるが、その趣旨わ次の如き過程を辿る事が出来る。

(i) 第一過程に於てわソヴェト國有化法わ不承認の政權の行爲である故に合衆國に於てわ何らの法的効果を持たないと考えられる。

(ii) 第二過程わ一九二五年四月七日ニューヨーク高級裁判所 Court of appeal 判決△△ロシア再保險會社 Russian Re-insurance Co. 對スタンダード Stoddard 事件△(Judge Le-

hmann)により劃せられる。それによれば『事柄わソヴェト法が否認する事が出來ないような實際的效果を持つて居るものかどうかの問題に懸かる』然るに『ロシア會社わ現實的であるより寧ろ抽象的存在でありロシアに於ける如何なる存在をも持たないということわ確實である。従つて重役のロシア會社の財産回收を許容する事わ良識及法に反する』^{註52}斯くの如くしてアメリカ判決わロシア會社の存續に就てわその理論的解決を深く追求することを避けるような態度を示している。會社の存續性についてわ判例わいわば△△半死半生△としているのである。

(iii) 第三過程わ一九三〇年二月十一日ニューヨーク高級裁判所判決 (Judge Cardozo) により劃せられる。そこでわ國有化法が沒收及會社解消に就て合衆國を適用されない理由わ矢張り公序である。『人が死ぬ場合その原因わ合法的か違法的かの事實である。逆に法的存在に就てわその原因の性質がその事件自身の法的効果を決定する事が出来る。法により設定せられた法人性わ法の條件に於て存續するので何らの力もそれを消滅したと宣する事わ出來ない。判決を下すの法であつて暗殺でわない』と述べ、更に判旨わアメリカ法學の傳統に則つて準據法に關してわ法廷法 Lex Fori 主義を採用している。

此のペトログラード銀行に關する判例わ國際公序による排除及ソヴェト布告の超地域的效果を否認する確定的な判例で

あつて、その後の判例もこのような趣旨を支持している。例
えばその後の一九三五年ニューヨーク高等裁判所判決わ『ロ
シヤ會社わ恰もその發生地に止まるよりも移植された場合の
方が一層生き延びる植物の如きものである』と述べているが
如きである。

斯くの如くして合衆國によるソヴェト政府の承認にも拘ら
ずアメリカの法の見解わ國際公序を理由としてアメリカに於
けるロシヤ會社の消滅わ如何にしても認めていない。即ち法
的にわその状態わ一九一七年以來何らの變化を示していない
のである。此の點既に述べた諸國の判例とわ正に反對の立場
に立つている。

合衆國を除く多數の判旨わ、國有化布告の効果を資産沒收
と法人性の喪失という二點に於て峻別するという點に在る。
第一の點に就てわ、それらの判旨によればこのような沒收わ
超國家的效力を持つものでわなく、それによつてソヴェトの
所有權が在外ロシヤ會社の資産に及ぶものでわないとする點
に於て一致している。然しながら第二の法人性に就てわ國有
化布告の効果を肯定している。即ち會社わ消滅するが、それ
にも拘らず在外資産を保有している。

既に述べたところにより、**合衆國會社**の法人性に對する
各國の準據法についての各國判例の態度わ明らかとなつた。^{註53}
而らば、その法人性自體或は會社資産に對する判例の態度如
何の問題が更に考察されねばならない。

註45 イギリス控訴院 Court of Appeal 一九二三年六月
十二日判例。

註46 Mulhouse case. (1934) この判決の趣旨わ外國會
社の存在の問題わ唯イギリス法に依存するのであつて
外國法によるのでわなないという點にある。即ちそれ
よると『訴が存在するか否かを決定するにわ裁判所わ
その固有の法——法廷地法 *lex fori* ——を適用せね
ばならない。即ちその存在わイギリス法により決定せ
らるべきである』というのである。

註47 Lazard Brothers v. Midland Bank case (1932,
Dec. 28)。同旨 Russian Bank v. Baring Brothers
case. (1934, Dec. Court of Appeal)。此のように判
例が變化した主な原因わ一九二九年五月十日法が適用
され、ロシヤ會社が清算せられるに至つたことによる
ものである。

註48 聯邦裁判所一九二四年十二月十日判例。同旨同裁判
所一九二五年四月六日判例。

註49 ベルリン控訴院一九二七年十月廿五日判決。同旨一
九三〇年五月廿日大審院判決。

註50 此の判決わ從來の判例わ會社消滅の効果をソヴェト
政權の承認の日(一九二四年十月廿八日)に求めてい
たのに對して國有化布告の瞬間に會社が消滅した事を
支持する點に特異性が見出される。

註51 プラツセル民事裁判所一九三四年十二月廿日判例。

註52 然し若干の判事の補足意見としてわ『ロシヤ會社わ

存在し、その取締役わ訴訟能力の存するものである。

我々わソヴェト政府の行爲を承認していないのであ

り、本法廷わこの布告に効果を付しないのである」と述べられている。

註53 本稿に就てわ Peret, Ibem. p. 29 以下に負う。

(未完)

〔七五頁より續く〕

正當な事由ある場合の一例示であることはいうまでもない。

そこで貸貸人が自己使用を必要とする場合には解約申入れをすることを、借家法が——借家人の保護を目的とし且つまた公共の福祉を考慮するの立場に於て制定されたところの借家法が——認めているということは、本質的に賃借人においても肯定せざるを得ない事由である筈である。即ちそのために賃借人のみが格別の不利益を蒙るようなこともなく、又かく認めることは公共の福祉に反するような結果にはならないということであらねばならない筈である。具體的にいえば、解約申入れの結果、賃借人は借家を明渡して立退かざるを得ないことになるのであるから相應の痛手である、だからこれに對する貸貸人の側の主張が、例えば借主が家賃値上に應じないからとかまたは單に或る事實に藉口して立退きを迫るといふような貸貸人の主觀的理由のみによる場合では解約の申入れは許し難いが、貸貸人自身が居住する必要がある場合ならば差支えないといふのである。しかし、必要がある場合とは同時に正當な事由の一例示であることを忘れてはならない。従つて賃借人の居住權の安定性とか賃借人側の事情を顧慮するというような點はこの場合に當然に含まれて即ち考慮されていべき筈であつて、かような顧慮を忘却した單なる自己使用の必要性のみの強調に終るべきでない筈である。もしこのようなことがあればそれはこの一條ノ二にいわゆる自己使用の必要がある場合に該當しないことになるであらう。蓋しそれは正常の事由と表裏一體をなすものであり、その一例示であるからである。しかしこのことは、往々自己使用の必要という字句の表現に眩惑せられて輕々に看過しがちとなることを免れ難いようである。判例が、賃貸人側に存する自ら使用する必要、他の事情のほか、賃借人の住居の安全が保障されるかどうかを、特に考慮しなければならぬといふ主旨を強調していることは恰も自己使用の必要性にプラス何ものかによつて正當の事由がはじめて存するに至るかの如き奇異の觀を抱かしめるようであるが(七二頁参照)實は自己使用の必要ある場合即正當の事由ある場合であることをやゝもすれば忘却し、また民法第一條の精神にも悖つて、單なる自己使用の必要性の強調のみに終始しないようにと、賃貸人側の注意を喚起してくれているのであらうと解してこの稿を終る。昭和二四・一一・一〇